

社会福祉法人田上町社会福祉協議会個人情報保護規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、個人情報個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、社会福祉法人田上町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報のうち、氏名、生年月日、住所等であつて、特定の個人が識別されるものをいう。
- (2) 個人情報データベース等 特定の個人情報をコンピュータを用いて構成した個人情報、又はコンピュータを用いていない場合であつても、文書等で処理した個人情報を整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (5) 本人 個人情報から識別又は識別される個人をいう。
- (6) 職員 本会の業務に従事する者をいう。
- (7) 匿名化 個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

(本会の責務)

第3条 本会は、個人情報の保護に関する法令等の遵守及び、あらゆる事業の実施に当たって個人情報の保護に努める。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

- 2 本会は、利用目的を変更する場合においては、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行う。
- 3 本会は、利用目的を変更する場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表する。

(事業ごとの利用目的等の特定)

第5条 本会は、別に定める様式第1号により、個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める「個人情報取扱業務概要説明書」（様式第1号）を作成するものとする。

(利用目的外の利用の制限)

第6条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えての個人情報は取り扱わないものとする。

- 2 本会は、合併その他の事由により他の社会福祉協議会等から事業の継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 本会は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報取得の制限等

(取得の制限)

個人情報保護規程

第7条 本会は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行う。

- 2 本会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しない。
- 3 本会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令に基づく場合。
 - (3) 人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。
 - (5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。
- 4 本会は、前項第4号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際して利用目的の通知等)

第8条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し又は公表するものとする。

- 2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約書を締結した場合、その他書面で個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、健康又は財産の保護のため緊急に必要な場合には、この限りでない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知又は公表することにより、本人又は第三者の生命、健康、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
 - (2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある場合。

第4章 個人データの適性管理

(個人データの適性管理)

第9条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新なものとする。

- 2 本会は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる。
- 3 本会は、個人データの安全管理のため、個人データを取り扱う職員に対する必要か

個人情報保護規程

つ適切な監督を行う。

- 4 本会は、個人データの管理が必要がなくなったときは、速やかに破棄し、又は削除しなければならない。
- 5 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について委託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行う。

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第10条 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、健康又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務の遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しない。
- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合。
 - (2) 合併その他の事由により事業の承継に伴って個人データが提供される場合。
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、個人データの項目、範囲、利用者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 3 本会は、前項第3号の規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

第11条 本会は、本人から当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ）の申し出（様式第2号）があったときは、身分証明書等の提示により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示すること

個人情報保護規程

により次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、健康、財産その他の権利利益を害するおそれのある場合。
 - (2) 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合。
- 2 開示は、書面（様式第3号）により行うものとする。ただし、開示の申し出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
 - 3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知（様式第3号の1）は、本人に対し書面により遅滞なく行う。

（保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等）

- 第12条 本会は、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止等の申し出（様式第4号）があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申し出た者に対し、書面（様式第5号、様式第5号の1）により通知するものとする。
- 2 本会は、前項の通知を請けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行う。

第7章 組織及び体制

（個人情報保護管理者）

- 第13条 本会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、個人情報の適正管理に必要な措置を行う。
- 2 個人情報保護管理者は、事務局長と課長とする。
 - 3 事務局長と課長は、会長の指示及び本規定に基づき、適正管理対策の実施、職員に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
 - 4 事務局長と課長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行う。
 - 5 事務局長と課長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業の分掌する職員に委任することができる。

（苦情の対応）

- 第14条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下、「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めなければならない。
- 2 苦情対応の責任体制を明確にするため、会長、事務局長、課長を責任者とする。
 - 3 会長、事務局長、課長は苦情処理の業務を職員に委任することができる。その場合、あらかじめ職員を指定し、その業務内容を明確にしておくものとする。

（義務）

- 第15条 本会の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に

個人情報保護規程

知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 個人情報保護管理者は、前項より違反の事実が判明した場合には、遅滞なく会長に報告するとともに、関係事業に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第8章 雑 則

(委 任)

第16条 この規程の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。